

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 照会・回答票

照会日： 年 月 日

<照会先 照会先に○を記入のこと>

石川県税務課分室(直江東) あて	FAX:076-239-3635
石川県税務課(県庁行政庁舎内) あて	FAX:076-225-1275

<照会元 TEL番号も必ず記入してください>

【照会は「登録日の3日前まで」を目安に余裕を!】

業者名・担当者名	業者名	御担当者名:
FAX	TEL	

下記車両の自動車税・軽自動車税(環境性能割)の税額等について照会します。

照 会 欄 (照 会 者 記 載 欄) 【記載の注意点は下記を参照】										回 答 欄 (※県記載欄)			
No.	初度登録年月	メーカー名	車 名	車体の色	車台番号(下4桁)	型式	過去営業歴の有無	次回登録	登録予定月	新車時の価格×残価率	税率(%)	税額(円)	営業歴等の確認
	旧(現)登録番号	仕 様・グレード等【具体的に記載】※1	燃費基準 ※2		類別区分番号※3	車両本体の価格				申告書税率区分			
1	年 月						有	自家用	月	千円 ×	%	円	要
					年度燃費基準 %達成		無	営業用		千円		円	不要
2	年 月						有	自家用	月	千円 ×	%	円	要
					年度燃費基準 %達成		無	営業用		千円		円	不要
3	年 月						有	自家用	月	千円 ×	%	円	要
					年度燃費基準 %達成		無	営業用		千円		円	不要
4	年 月						有	自家用	月	千円 ×	%	円	要
					年度燃費基準 %達成		無	営業用		千円		円	不要
5	年 月						有	自家用	月	千円 ×	%	円	要
					年度燃費基準 %達成		無	営業用		千円		円	不要

【記載の注意点】

- ※1 「仕様・グレード等」は型式・類別区分が同じ車の場合、税額判定の資料となるため具体的に記載をお願いします。(類別区分番号では判断できないケースがあります)
- ※2 「燃費基準」は車検証備考欄に燃費基準の記載がある場合にご記入してください。(排出ガス規制及び燃費基準の達成度により税率は異なります。)
- ※3 オークションで類別区分番号が不明の場合は、「類別区分番号」欄に「不明」と記入してください。この場合は、最低額と最高額の2つを回答します。
- ※4 この照会票の代わりに車検証等でも使用可能です。その場合は、余白に「仕様・グレード等」「車体の色」「次回登録」「登録予定月」「連絡先(電話番号・FAX番号)」をご記入ください。

※ 回答する税額について ※

令和3年4月1日以降に発行される車検証(新車検証)から、新燃費基準で記載されているため、令和3年3月31日以前に発行された車検証(旧車検証)に記載の燃費基準と異なる場合があります。申告時の税率は、新車検証の記載内容を基に判断しているため、事前照会と税額が異なる場合がありますのでご承知願います。また、照会いただいた自動車に、付加物が追加される場合は、申告書の付加物欄にその付加物の価格のご記載をお願いします。申告窓口で付加物を含めた税額を計算しますので、事前に回答した税額と異なります。

※ 回答時の連絡事項 ※

登録の時は、県税窓口へ回答を受けたこのFAXを持参してください。

(税務課 ・ 税務課分室)

【過去に営業歴がある自動車について】

回答欄の「営業歴等の確認」欄の「要」に○がある場合は、別途「レンタカー歴」や「営業歴」が確認できる車検証等のコピーを申告の際に提出してください。(申告時に確認できない場合、税額が変更となります)

回答に関する問い合わせ先 税務課 076-225-1273 ・ 税務課分室 TEL 076-239-3631

回答日： 年 月 日

※ この回答は、

年 月末までに申告した場合に限り有効です。

翌月以降税額が変更となります。